



# 熊本県公報

第 1 2 4 5 8 号

平成 27 年 10 月 2 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| <b>規 則</b>                     |   |
| ○熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| <b>告 示</b>                     |   |
| ○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録       | 3 |
| ○保安林の指定の解除に関する予定               | 3 |
| ○保安林の指定の解除に関する予定               | 3 |
| ○保安林の指定に関する予定                  | 3 |
| ○保安林の指定に関する予定                  | 4 |
| <b>公 告</b>                     |   |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了         | 4 |
| ○土地改良区清算人の就任                   | 4 |
| <b>登 載 依 頼</b>                 |   |
| ○裁決手続開始決定                      | 5 |

## 規 則

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 7 年 1 0 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 0 号

熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県本人確認情報の開示等に関する規則（平成 1 4 年熊本県規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 3 0 条の 2 3 第 3 項及び第 3 4 条の 2 第 2 項」を「第 3 0 条の 3 9 第 2 項」に改める。

第 3 条中「第 3 0 条の 3 7 第 1 項」を「第 3 0 条の 3 2 第 1 項」に改める。

第 6 条第 3 項中「第 5 条」を「前条」に改める。

第 7 条中「第 3 0 条の 3 8 第 2 項」を「第 3 0 条の 3 3 第 2 項」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 9 条第 1 項中「第 3 0 条の 4 0」を「第 3 0 条の 3 5」に改める。

別記第1号様式(表)中「第30条の23第2項及び第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

住民基本台帳法(抄)

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第2号様式中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に、「と「生年月日」を記入するか、「住民票コード」を記入するか、いずれかを選択して」を「、「生年月日」及び「住民票コード」欄には、「性別」及び「生年月日」又は「住民票コード」のいずれかを記入して」に、「開示する」を「開示される」に、「15歳未満の者」を「未成年者」に、「15歳以上の未成年者」を「成年被後見人」に改め、「3 成年被後見人」を削る。

別記第3号様式中「

|        |  |      |  |    |  |
|--------|--|------|--|----|--|
| 住民票コード |  | 生年月日 |  | 性別 |  |
|--------|--|------|--|----|--|

を「

|        |  |      |  |
|--------|--|------|--|
| 住民票コード |  | 個人番号 |  |
| 生年月日   |  | 性別   |  |

」に改める。

別記第4号様式中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改める。  
別記第5号様式中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改める。

別記第6号様式中「請求者 住所」を「申出者 住所」に、「第30条の40」を「第30条の35」に、「と「生年月日」を記入するか、「住民票コード」を記入するか、いずれかを選択して」を「、「生年月日」及び「住民票コード」欄には、「性別」及び「生年月日」又は「住民票コード」のいずれかを記入して」に改め、同様式(注)に次のように加える。

5 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第6号様式中「請求者確認欄」を「申出者確認欄」に改める。

別記第7号様式中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附 則

1 この規則は、平成27年10月5日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の規定により提出されている請求書又は申出書は、改正後の熊本県本人確認情報の開示等に関する規則の規定により提出された請求書又は申出書とみなす。

## 告 示

## 熊本県告示第846号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所                    | 事業所の名称及び所在地                           | 登録年番号     | 登録年月日          | サービスの種類      |
|-------------------------------|---------------------------------------|-----------|----------------|--------------|
| 医療法人安田会<br>玉名市横島町横<br>島3387番地 | 介護老人保健施<br>設星雲荘<br>玉名市横島町横<br>島3384番地 | 431100266 | 平成27年9<br>月18日 | 介護老人保<br>健施設 |

## 熊本県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宇城市不知火町永尾字水ノ谷1854番4、1854番5、1854番6、1854番7
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宇城市不知火町永尾字水ノ谷1854番8（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第849号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市本渡町本渡字十満1377番2・1394番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字十満1377番2・1394番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第850号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市天草町下田北字堀田568番、574番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀田574番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第643号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字島田字蕨野446番2の一部、446番3の一部、447番2の一部  
426.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字福富883-1 グレイス益城105  
東 貴幸

**熊本県公告第644号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により平成27年8月31日付けで解散を認可した菰屋土地改良区の清算人が次のとおり就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成27年10月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 氏 名   | 住 所               |
|-------|-------------------|
| 百田 才太 | 荒尾市菰屋1151番地1      |
| 西山 敬一 | 玉名郡長洲町大字永塩393番地2  |
| 池上 徳二 | 玉名郡長洲町大字高浜1314番地  |
| 村岡 剛  | 玉名郡長洲町大字永塩1834番地  |
| 島田 春一 | 玉名郡長洲町大字永塩1773番地  |
| 城戸 堅士 | 玉名郡長洲町大字永塩363番地   |
| 福田 一吉 | 玉名郡長洲町大字高浜1217番地2 |
| 田上 繁  | 荒尾市菰屋1135番地2      |
| 藤岡 孝喜 | 荒尾市菰屋1236番地       |
| 馬淵 孝康 | 荒尾市菰屋93番地         |
| 村上 欣一 | 荒尾市菰屋1186番地       |
| 百田 才次 | 荒尾市菰屋1163番地       |

**登載依頼**

**熊本県収用委員会公告第2号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決  
 手続の開始を決定した。  
 平成27年10月2日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称  
熊本県
- 2 事業の種類  
県道荒尾南関線改築工事及び県道平山荒尾線改築工事（熊本県荒尾市大字本井手字榎  
畑地内から同市大字平山字塩井川地内まで）並びにこれに伴う市道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積  
 (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地  
 土地の所在 熊本県荒尾市平山字毘沙門前地内

| 地 番   | 地 目 |    | 地 積 (㎡) |       | 収用しようとする<br>土地の面積 (㎡) |
|-------|-----|----|---------|-------|-----------------------|
|       | 公簿  | 現況 | 公簿      | 実測    |                       |
| 1452番 | 山林  | 山林 | 94      | 94.05 | 70.73                 |

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地  
なし

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏 名                       | 住 所                               |
|---------------------------|-----------------------------------|
| (亡) 柴田政次の相続人              |                                   |
| 出原 英子 (持分126,000分の8,400)  | 大阪府貝塚市橋本116番地                     |
| 富田 功 (持分126,000分の4,200)   | 熊本県荒尾市増永1468番地                    |
| 富田 隆司 (持分126,000分の1,400)  | 熊本県荒尾市増永1468番地                    |
| 坂本 真紀 (持分126,000分の1,400)  | 広島県広島市南区東霞町9番15号                  |
| 富田 真司 (持分126,000分の1,400)  | 熊本県荒尾市増永1468番地                    |
| 轟村 重喜 (持分126,000分の1,400)  | 熊本県山鹿市鹿央町梅木谷146番地2                |
| 轟村 直喜 (持分126,000分の1,400)  | 熊本県山鹿市鹿央町梅木谷146番地2                |
| 轟村 三喜 (持分126,000分の1,400)  | 神奈川県横浜市磯子区杉田一丁目14番3号<br>門前コーポ202号 |
| 塚村 トドメ (持分126,000分の4,200) | 福岡県大牟田市大字上内3571番地2                |
| 仁和 美智男 (持分126,000分の2,100) | 大阪府大阪市淀川区新北野3丁目9番<br>14-602号      |
| 鈴木 春美 (持分126,000分の2,100)  | 大阪府大阪市西淀川区柏里3丁目12番7号<br>谷垣ビル302   |
| 仁和 正廣 (持分126,000分の2,100)  | 大阪府大阪市西淀川区竹島3丁目7番7号               |
| 木村 美代子 (持分126,000分の2,100) | 山口県下関市秋根新町7番5-607号<br>新下関団地       |
| 高野 千代子 (持分126,000分の2,100) | 山口県岩国市今津町五丁目6番28-204号             |
| 奥田 勇人 (持分126,000分の2,100)  | 福岡県糟屋郡志免町別府北1丁目14番1号<br>中ハイツ      |
| 黒澤 ナミ子 (持分126,000分の2,100) | 熊本県荒尾市桜山町四丁目13番5号2                |
| 黒澤 秀人 (持分126,000分の2,100)  | 神奈川県横須賀市平和台3番4-503号               |
| 黒澤 貴裕 (持分126,000分の2,100)  | 熊本県天草市志柿町6635番地4<br>KRシテイビル302    |
| 土田 喜美子 (持分126,000分の6,300) | 熊本県荒尾市平山2248番116                  |
| 関口 濱子 (持分126,000分の3,675)  | 熊本県玉名郡長洲町大字折崎501番地                |
| 前畑 正武 (持分126,000分の3,675)  | 福岡県大牟田市城町1丁目49番地2                 |

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 前畑 裕子 (持分126,000分の3,675)  | 福岡県大牟田市大字手鎌1061番地1<br>江上ハイツ105号         |
| 道木 慎吾 (持分126,000分の2,625)  | 大阪府大阪市旭区新森5丁目8番9号<br>森小路グリーンハイツ201      |
| 増井 清子 (持分126,000分の3,675)  | 大阪府門真市北岸和田1丁目3番2-203号                   |
| 松岡 文子 (持分126,000分の3,675)  | 熊本県玉名郡長洲町大字長洲884番地                      |
| 松田 亀一 (持分126,000分の420)    | 熊本県下益城郡美里町永富2563番地                      |
| 松田 ミサオ (持分126,000分の420)   | 熊本県下益城郡美里町永富2563番地                      |
| 松永 健一 (持分126,000分の70)     | 熊本県八代市鏡町内田408番地13                       |
| 松村 宏江 (持分126,000分の70)     | 熊本県下益城郡美里町永富263番地13                     |
| 松永 敏輝 (持分126,000分の70)     | 熊本県菊池郡大津町大字陣内2038番地31                   |
| 松田 和喜 (持分126,000分の210)    | 熊本県下益城郡美里町大窪491番地                       |
| 松田 僚一 (持分126,000分の210)    | 熊本県熊本市北区鶴羽田1丁目8番36号                     |
| 松田 安廣 (持分126,000分の210)    | 兵庫県高砂市美保里12番2号                          |
| 河野 サヨ子 (持分126,000分の168)   | 宮崎県日南市大字板敷793番地4                        |
| 高岡 ケイ子 (持分126,000分の168)   | 奈良県生駒郡三郷町勢野東3丁目11番30号                   |
| 戸田 国子 (持分126,000分の168)    | 三重県名張市すずらん台西3番町167番地                    |
| 山本 和江 (持分126,000分の168)    | 熊本県熊本市北区八景水谷4丁目3番27号                    |
| 松田 稔 (持分126,000分の168)     | 奈良県生駒郡三郷町勢野東2丁目8番8号<br>(101号室)          |
| 向坂 勝義 (持分126,000分の120)    | 愛知県犬山市大字前原字天道新田81番地<br>428              |
| 向坂 憲二 (持分126,000分の120)    | 福岡県行橋市大字東徳永7番地<br>竹内 力方                 |
| 松井 ケイ子 (持分126,000分の120)   | 愛知県名古屋守山区本地が丘1701番地<br>(本地荘8棟503号)      |
| 向坂 直行 (持分126,000分の120)    | 愛知県名古屋守山区北区杉栄町3丁目78番地の<br>4(コーポ杉栄3 A4号) |
| 向坂 京一 (持分126,000分の120)    | 大阪府大阪市西成区南津守7丁目13番<br>46-203号           |
| 向坂 昌光 (持分126,000分の120)    | 大阪府吹田市千里山西6丁目62番 A-614号                 |
| 向坂 精二 (持分126,000分の120)    | 大阪府高槻市西之川原2丁目29番17号                     |
| 加納 一夫 (持分126,000分の210)    | 千葉県千葉市中央区村田町893番地583                    |
| 加納 誠治 (持分126,000分の210)    | 熊本県熊本市中央区出水3丁目9番64号<br>千馬ハイツ104         |
| 松尾 英秋 (持分126,000分の210)    | 熊本県荒尾市川登2010番地                          |
| 菅原 由理 (持分126,000分の210)    | 熊本県荒尾市西原町二丁目8番18号                       |
| 柴田 マツ子 (持分126,000分の3,150) | 熊本県荒尾市平山1978番地                          |
| 柴田 正雄 (持分126,000分の1,575)  | 福岡県大牟田市船津町2丁目2番地25                      |
| 緒方 佐由利 (持分126,000分の1,575) | 福岡県筑後市大字前津1639番地18                      |
| 立石 正邦 (持分126,000分の3,150)  | 熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1814番地11                   |
| 高野 美保子 (持分126,000分の1,575) | 福岡県大牟田市大字草木920番地3                       |
| 立石 大作 (持分126,000分の1,575)  | 熊本県玉名郡長洲町大字腹赤3番地                        |
| 柴田 国広 (持分126,000分の6,300)  | 熊本県玉名郡長洲町大字折崎1392番地2                    |
| 柴田 健一 (持分126,000分の6,300)  | 熊本県荒尾市荒尾3467番地21                        |
| 柴田 照夫 (持分126,000分の25,200) | 熊本県荒尾市平山1810番地                          |

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成27年9月24日